

www .normanet.ne.jp/~ww101926/

手にされず。

当時は、「相

枯れることのない

を知る。

バカ呼ばわ

とをしる。

めて、闘って 立への道を求 経済再生。自

人々が居たこ

がる。はじめの書き出しは、 て、昔ながらの田舎暮らしを る。(なにー。と思ったが)な 積み上げてきた歩みに頭が下 『経済100年の常識」を破 便利な都会暮らしをす

地域において だ。何と、30年余に渡って、 生」の試みのレポートを読ん する一年。ひとつの「地域再 が描けない政治状況に混沌と く進する中、これからの道筋

歴史的に逆行する政策がば

中身はそれほど変わらないの 押しつけようというのでもな かもしれない。 「ブータンみたいな幸せ」を ひょっとすると、生活の

深くて黒い川底には 湧き水があること

湧き清水は、自然循環 して果てることはない 知恵 ١ 稼がなきゃ、

我が道を行 りされても、

つ「実績」を く」、ひとつ

いる。必然、帰って寝るだけ 価を得なきゃと猛烈に働いて の生活。ごはんを作ったりし もっと高い評

しなさいというのではない。

質は「革命的 常識」に翻弄 とか。「経済の るのだ。それ とは、たとえ されている人 はどういうこ ばこのような に」転換され 人だ。もっと しかし、本

ている暇などない。 だから、全部外で買ってく

今月の時事

16 P

る。洗濯もできず、靴下など

わだち目次

>

全背連 あることを知る 深くて黒い川底には湧き水が 第 37 回 • • 1 P 九州ブロ

書籍紹介 • 3 P ック会議福岡大会を終え

て

なにヤバイ 「特定秘密保護法」は、こん

刑事手続と福祉支援の連携 • • 7 P

福脊連相談会 北九州支部

10 P

「第3次障害者基本計画」に

関する障害者政策委員会(第

8回)議事次代「参考資料2」 11 P

より

いないと言うことだ。といういと言うことだ。というに働いている彼は、実はそれほど豊かな暮らしを送ってれほど豊かな暮らしを送っていい。ここで大事なことは、猛は、しょっちゅうコンビニエは、しょっちゅうコンビニエ

だから、彼はますます、が元にお金が残らない。でも、毎日モノを買う支出でも、毎日モノを買う支出

もしれない。

貰っている給料は、高いか

彼はありがたい存在だ。ではありがたい存在だ。がんばった分だけ給料が上がるが、ばった分だけ給料が上がるが、ばった分だけ給料が上がるが、ばった分だけ給料が上がるが、ばった分だけ給料が上がるが、がしばるのがたい存在だ。

を上げればいいのだ。 しかし、いびつな生活だ。 らしぶりを奨励している。 らしぶりを奨励している。 どん、エネルギーや資源を使 どん、エネルギーや資源を使 さ、それを遥かに上回る収益

それが『豊かさ』というのほど、利益は増えていく。だ。規模を大きくすればするが、規模を大きくすればいいの

主義」の極意、マネーに依存 それぞれが紐解いてほしい。 践」レーポートについては、 ったが、はじめの部分が本書 だ。」と』・・・長い引用にな しないサブシステム―過疎の 中間総括第3章 「里山資本 を最先端の技術が支える・・ 変わっている―里山資本主義 林業が最先端の産業に生まれ 密・・・知らざる優良国家 口危機と無縁だった国の秘 国は、オーストラリア ―ユー ある・・第2章 21世紀先進 始まる。―油に代わる燃料が ネルギー革命 ,は、里山から 経済再生、地域復活・・ " T の軸と考えたので、後の「宝 『第一章 世界経済の最先 中国山地、原価ゼロから

> 不振に決別を。
> 日本の本当 られた世論」・最終総括 救う里山モデルー、報道ディ る・・第5章 「マッチョな み」への反旗―「ハンデ」は 山資本主義」で不安・不満・ 本主義への違和感」こそ「作 は相似形をしている「里山資 は「エネルギー」と「モノ」 アになっている――地域の赤字 ―「都会の団地」と「里山 レクターが見た日本の20年 21世紀」へ。―課題先進国を マイナスではなく宝箱であ も学ぶ" 過疎の町 , の知恵 縁社会 ,の克服、福祉先進国 の購入代金・・第4章 20世紀」から、「しなやかな 「脱社会保障の一体改革

すべては、考えることにあり。 やりはじめることだと思う。 てだまされず、それぞれが、 のような国を造るのか、決し を問うのでなく、これからど て、それぞれではじめるた るという、共同思考、連帯し 考えるからです。 これからを ではありません。このレポー 勧めたい。これは、本の紹介 する、ひとつの壮大な道筋と 里山資本主義の実践は、いま、 め・・・国に何ができるのか 共に、この国について模索す とつ一つを再考してほしいと トで提起されていること、 実感しました。是非、一読を 全国に広がっているそうです 主権在民,ありきなのだ。 これからの日本の再編に関

店」より、抜粋谷浩介(広島取材班)角川書は「安心の原理」で動く(藻)「里山資本主義)日本経済)

栄するほど「日本経済衰退」

の危機・少子化の解決策・繁

への不安が心の底に溜まるマ

がでる・・・』。以上、目次をッチョな解決に走れば副作用

省略して紹介しておきます。

 $\binom{1}{k}$

島こそ 21 世紀のフロンティ

いたが、行ってみると本部理べているだけでいいと思って思い、担当理事として顔を並理事が出席してくれるものと

替わって説明することになっ

事は居ず、私が本部の立場で

てしまった。

理事会参加や連絡事項で、
一応の知識、状況把握はあったものの、あわててしまった。
各県支部の参加者が、納得のいく説明ができたかどうかは、不明である。ブロック担は、不明である。ブロック担は、不明である。ブロック担め、不明である。ブロック担め、不明である。

きたが、「福脊連」の未来は暗

人の「脊損」の未来は開けて

いという結果に陥りそうであ

3、個の未来も閉ざされて個々の結びつきが弱まっ

て何とかしなければ、一人一ているのか。ここで踏ん張っの波は、福脊連にも押し寄せ

九州ブロック会議 福岡大会を終えて 福岡大会を終えて 過去何度か、一参加者とし て、参加した経験はあるが、 今回はブロック担当理事とし ての参加であった。

全

一脊連

37 回

新回、久留米で開催した時 、大会で本部として伝える事項、 大会で本部として伝える事項、 大会で本部として伝える事項、 大会で本部としてが、着々と進めて とれていたが、間近になった とれていたが、間近になった くれていたが、間近になった くれていたが、間近になった くれていたが、間近になった がという連絡が入ってきた。

ことを知っておこう。

書籍紹介

いくことを歴史は語っている

1.「社会を変えるには」、小熊英二著 講談社現代新書 慶應義塾大学総合政策学部教授・著書「私たちは今どこにいるのか」小熊英二時評集・毎日新聞社「辺境からはじまる一東京/東北論」明石書店他。 いま日本で起きていることは、どういうことか。社会をかえるということは、どういうことか。歴史的、社会構造的、思想的に考え、社会運動の新しい可能性をさぐる論考。日本社会はどのように造られてきたのか。現在の状況、今社会はどこにいるのか。どこに向かっているのか。現代日本で「社会をかえる」とは、・・・面白い本です。歴史的に「視る」と、「構造的」に視ること。その政治=政策過程を視る、捉え方がおもしろい。それは、自分の「存在」のいまが視えてくるようでもある(自分の正体)。社会について考える「ヒントがある」本である。

は、北九州からも多数参加し

た記憶がある。 社会の高齢化

2. 「知の逆転」NHK 出版新書 395・・・限りなく真実を追い求め、学問の常識を逆転させた叡智の6人。彼らはいま、人類の未来をどう予見しているのか。「科学に何ができる?」「人工知能の可能性は?」情報社会の行方は?」等々。文明の崩壊と再編~これからをどのように生きるのか? 思考するのか?しないのか? 見極める行為を放棄すれば、騙され続け、飼いなされた生き物にすぎないのでは?(私はペットにはなりたくはない。)一読をお勧めする。(かく)

特定秘密保護法」は、こんなにヤバイ

どこまでも " いつまで秘密 ? いつまでも " 何が秘密? それは秘密 " " どこまで秘密?

賛助会員(寄稿)

はじめに

法案の正式名称は、「特定秘

定の必要性の説明になってい 分かりにくいので、以下にそ 密の保護に関する法律」案と に抽象的で、「秘密保護法」制 いません。これらは、あまり 懸念される,としか書かれて 発展に伴い漏えいの危険性が 要性が増大 "とか、 情勢の複雑化に伴い情報の重 られた「理由」には、"国際 の問題点をまとめました。 で34頁です。法案を読んでも 条、別表という構成で、 いいます。本則26条、 情報通信ネットワーク社会の 「特定秘密保護法案」に付け "高度 附則フ

で十分で、こんな包括的でチ それには個別の具体的な措置 りです。北朝鮮や中国の動き 外交上も政治感覚としても誤 的 , と名指しすること自体、 係改善が必要な近隣国を 答弁をしました。しかし、関 る。と、両国の名前を挙げた ません。この問題で、安倍首 府が海外で武力行使をする態 ません。しかし、一方で、政 法」を制定する理由にはなり エックの利かない「秘密保護 障環境が厳しさを増してい など、日本を取り巻く安全保 相は、"北朝鮮や中国の動き 、の対応が必要だとしても、 日本の安全保障政策の標

> 警察の治安情報などを厳格な 勢を本格化しようとしている ちが、知られたら自分たちに 武力行使=戦争)をする国に を縛り、「国防軍」を置いて集 制を築いて自由と基本的人権 閣・自民党は、強力な国家体 秘密とするでしょう。安倍内 政治的延命が容易になります。 きるなら、自分たちの保身や や失敗など)も「秘密」にで 都合の悪い情報(不正や汚職 ついては、「おわりに」で触れ ようとしています。(この点に 日本をするため、憲法を変え 団的自衛権の行使(本格的な 場合は、軍事情報、外交情報 ます)加えて、政府や官僚た 国民に真実を知らせない

勢の複雑化 "とか "安保環者の論理"です。"国際情びとを苦しめてきた "独裁的にも何度も出現しては、人的こうとする者には厳罰を下知ろうとする者には厳罰を下

ます。 ます。 ます。 に掲げられてい に特定秘密」に指定する事項 に特定秘密」に指定する事項 に対立するか、 に関がなり にはかなり にはかなり にはかなり

(1)防衛に関する事項見てみましょう。「別表」骨子容が重要なので、まず別表をしかし、「秘密」の対象・内

その他の防衛用の物。その研究・防衛用の物(船舶を含む) 他の防衛用の物(船舶を含む) 他の防衛用の物(船舶を含む) 他の防衛用の物(船舶を含む) 他の防衛用の物(船舶を含む) 他の防衛用の物(船舶を含む) 他の防衛用の物(船舶を含む) で、武器・弾薬・航空機その で、武器・弾薬・航空機その で、武器・弾薬・航空機 の暗号、武器・弾薬、航空機 の暗号、武器・弾薬、点に電

の用途。 用の施設の設計・性能・内部 作・検査・試験の方法。防衛 その研究開発段階のものの製 航空機その他の防衛用の物。 能・使用方法、武器・弾薬、 究開発段階のものの仕様・性

(2)外交に関する事項

その他の措置、方針。 ハ、安全保障に関し収集した、 に関する重要なもの。 領域保全、その他の安全保障 ち、国民の生命•身体の保護[・] 交渉・協力の方針・内容のう イ、外国政府、国際機関との 貨物の輸出入の禁止、 安全保障のために実施す

要な情報。 機関からの情報、その他の重 の措置・計画・研究。 害の発生・拡大の防止のため し、収集した外国政府、 特定有害活動の防止に関 国際

に関する事項 (3)特定有害活動*の防止

的で行われ、かつ、我が国と 学製剤・細菌製剤、その散布 うち、その漏えいが我が国の は、害するおそれのあるもの 国民の安全を著しく害し、又 活動で、外国の利益を図る日 れが、特に大きい物の輸出入 使用・貯蔵に用いられるおそ 無人航空機、その開発・製造 めの活動と、核兵器・軍用化 れが、あるものを取得するた 安全保障に支障を与えるおそ *「公になっていない情報の 装置、運搬できるロケット・ (第12条)

特定有害活動による、被

が必要な情報、その他の重要 条約・国際約束に基づき保護

な情報。

一、その情報の収集整理・

の暗号 二、特定有害活動の、 防止用

に関する事項 (4)テロリズム**の防止

その情報の収集整理、能力。 主張に基づき、国家や他人に 情報、その他の重要な情報。 リズムの防止に関し、収集し 物を破壊するための活動」(第 又は、重要な施設、その他の 強要し又は、社会に不安・恐 た外国政府、国際機関からの めの措置・計画・研究・テロ 被害の発生・拡大の防止のた 12条)。テロリズムによる、 怖を与える目的で人を殺傷し、 **「政治上、その他の主義

(1)「防衛に関する事項」に 問題点〉

テロリズムの防止用の暗号。

きることになります。たとえ 伝するもの以外は、すべての ① 防衛省が公表、または、官 情報を「特定秘密」に指定で

間の通信、その他の外交用暗

ハ、その情報の収集整理・能力。

外務省本省と在外公館の

ば、オスプレイや無人機の仕 定秘密」に指定されることに 仕様や性能だ "として、「特 や無人機は、"自衛隊独自の 米国ではある程度明らかにさ 様や性能、使用方法などは、 もなるでしょう。 れていますが、自衛隊が導入 しようとしているオスプレイ

可能性がある」と答弁しまし 防衛政策局次長は、「一般論と いうケースについて、防衛省 地の事情など広範な情報」と た自衛隊の装備や収集した現 ② また、「イラクに派遣され もできなくなります。 よる"生命、身体の保護 れなければ、住民や自治体に た(1・8衆院特別委)。 して(特定秘密に)該当する その「運用」も明らかにさ

空輸活動を憲法違反と判断し 月に名古屋高裁がイラクでの たようなことも、これからは、 そうなれば、2008年4

らダメだという法律の根拠は 89団体・個人の活動状況や 和団体や個人を監視し、調査 について も、「特定秘密」に指定される する自衛隊の活動実態や文書 田や集会・結社の自由を侵害 ない」と居直りました。 材の場合は良くて、自衛隊な 査・研究だ」 と強弁し、 久間 写真が記載されていました。 部文書には、41都道府県の2 明らかになりました。その内 報告書を作成していたことが ことになるでしょう。 **大臣 (同) は、「マスコミの取** (2)「外交に関する事項 「防衛省設置法に基づく調 このような思想・良心の自 守屋事務次官(当時)は、

のイラク派兵に反対する、平陸自の情報保全隊が、自衛隊③ 2007年には、防衛省と

ることになります

む権利が認められる」という

の際は、(沖縄に)核を持ち込ニクソン大統領と「緊急事態

刑事罰を伴って実態が隠され

それを吸道して、毎月所聞する密約を結んでいました。 までは日本側アが負担が支払うことになっていましを戻す原状回復費用は、米国定では、米国が接収した土地

> などの交渉方針や内容も P(環太平洋経済連携協定) 代に、「密約は一切、存在しな 知ることはできません。 うに変わろうとしているのか、 活や社会、そして国際関係が、 及し、「特定秘密」に指定する 項 に該当する可能性に言 TPPによって実際はどのよ ました。(1・1衆院特別委 と言い続けました。 いというのが政府の立場だ_ た。安倍首相は、官房長官時 秘密文書まで交わしていまし こともありうるとの答弁をし これでは、私たちの経済生 安全保障に関する重要事 岡田内閣府副大臣は、TP

に関する事項」について(3)「特定有害活動の防止

障を与えるおそれがある情報

① "我が国の安全保障に支

を取得するための活動 "という「特定有害活動」の定義いう「特定有害活動」の定義は、あまりに漠然としていて、防衛・外務官僚や警察(警察庁や都道府県の公安警察)の恣意的な適用がいくらでもできることになります。元C-A職員のスノーデン氏が暴露した米国NSAによる外国政府・首脳に対する不法不当な盗聴は、"米国の安全保障のための活動"とされているのが典型例者。とされているのが典型例です。

おわりに

ばなりません。 以上に掲載いたしますので、是ま、ご覧下さい。「特定秘密保護法」は、強行採決去れましたが、決して許してはならなたが、決して許してはならなたが、決して許してはならない。「特定秘密保護法」は、 強行採決去れましますので、是が、おしますので、是が、おりません。

刑事手続と福祉支援の連携

文化体育部長 久保 親志

じめこ

2人が常駐しています。
- 」が長崎市に発足しました。
- 」が長崎市に発足しました。
援する「司法福祉支援センタ
援する「司法福祉支援センタ
表る9月25日に、知的障害

支援を行います。
ル事業で捜査や公判段階での市)です。全国初の国のモデ市)です。全国初の国のモデ「南高愛隣会」(長崎県雲仙「南高愛隣会」(長崎県雲仙

出所後の障害者や高齢者の がありました。 がありました。 がありました。 がありました。 がありました。 がありました。 がありました。 がありました。

> 要なのです。 で福祉の支援を行うことが重 ら矯正施設といった、繋ぎ目 再犯を防ぐためには、裁判か

また、長崎センター内の組織で、「障がい者審査委員会」 総で、「障がい者審査委員会」 が2012年6月に発足しま した。最高検察庁・長崎地方 たのです。検察が起訴する前 たのです。検察が起訴する前 です。審査委員会の構成員は です。審査委員会の構成員は です。審査委員会の構成員は です。審査委員会の構成員は です。審査委員会の構成員は です。審査委員会の構成員は

ある障害者の審査件数が増えしかし、捜査や公判段階に

みたいと思います。 では、累犯障害者に対 では、累犯障害者に対 では、累犯障害者に対 では、累犯障害者に対 では、累犯障害者に対 が担い、出所後の支援を「地 が担い、出所後の支援を「地 が担い、出所後の支援を「地 が担い、出所後の支援を「地

犯障害者とは

多くなっているからです。は、再犯を問題視することがす。最近の犯罪情勢において罪を繰り返す障害者を指しま罪を繰り返す障害者を指しま

どうかは、極めて疑わしいと 判官もやむを得ず受刑させて とすら危ぶまれ、検察官や裁 受人や受け入れ先もなく、ま 思われます。しかし、身元引 や受刑能力が備わっているか 訴訟法」の規定する訴訟能力 の社会にあるのではないでし 所の中よりも、むしろ塀の外 獄」といわれる場所は、刑務 由としては、彼らにとって「監 罪や再犯が顕著です。その理 務所に入らなければ生きるこ を作ることも困難なため、 た自力で再就職し生活の基盤 ょうか。累犯障害者に「刑事 特に、高齢者や障害者の犯

後のセーフティネット」となり飛務所が彼らにとって「最

いる感もぬぐえません。

明らかになって来たことはみ の世話係り」を担当するとい 収監され、受刑中に「障害者 ○1年に秘書給与流用の罪で れて来ました。しかし、20 で「等閑視」(なおざりに)さ も起こっていますが、現在ま なさんご存知のとおりです。 の後、「累犯障害者」の実態が られるようになりました。そ が大きな反響を呼んだのです。 を綴った『獄窓記』をはじめ の追跡調査などから獄中生活 所後に自身の体験談とその後 議院議員の山本譲司氏が、出 障害者と共に433日に及ん つ経験をふまえ、実際に累犯 実刑判決を受け黒羽刑務所に く、知的障害者の犯罪や再犯 スコミ等でも頻繁に取り上げ に獄中で生活を送った。 元衆 『続・獄窓記』『累犯障害者』 この著書をきっかけに、マ

冤罪と誤判の問題

も明らかだと思います。

同じ

っている実態が示すことから

でしょうか。 知的障害者に冤罪が起きるの 再審で無罪が確定した「足利 翌朝、遺体となって発見され 事件」があります。何故に、 あったことが発覚しその後、 再鑑定により判明し、冤罪で 致しないことが2009年、 んと、遺留物のDNA型が ていた軽度の知的障害のSさ た事件で犯人とされて服役し 市で女児が行方不明になり、 Yさんの「宇都宮事件」があ 度知的障害のある宇都宮市の 真犯人が現れ無罪となった重 認逮捕・起訴され、公判中に んざい)事件も特筆されます。 2004年、強盗事件で誤 更に、知的障害者の冤罪(え 1990年、栃木県足利

川紹子氏は、「記憶力はすごく取材したジャーナリストの江知的障害者による放火事件を2009年に大阪で起きた、

罪や誤判がある故に、取調べ ボールと、イエスとノーでは があることを法務省と検察庁 てコミュニケーション能力に 視化」でなければ意味がない 認できるように「全面的な可 の可視化が必要なのです。し と言ってしまう」と指摘して で、「『お前が火をつけたんだ 手」とその特性を示したうえ 答えられない複雑な質問が苦 良い。しかし言葉のキャッチ 取調べを録音・録画する必要 問題がある被疑者について、 と思います。知的障害によっ かもそれは後でプロセスを確 います。このような悲惨な冤 よな』と聞かれると『はい』 に強く求めたいと思います。

司法と福祉の架け橋

いろな調査研究によって明ら学研究」をはじめとするいろ障害者の問題が、「厚生労働科権にも述べたように、累犯

げず、犯罪を繰り返す累犯障 それに対する「刑罰」に重き を解決することなく、「罪」と 問題が存在しています。それ 引き起こした人たちの社会的 です。犯罪の要因にはそれを りと、罪の背景に対する問題 がいかにして社会復帰をめざ ているのは罪を犯した人たち の現象が、私たちに、提起! なって来ています。この二つ 罪の増加が大きな社会問題と かにされ、さらに高齢者の犯 害者や高齢者犯罪の増加を生 組みが、結果として再犯を防 をおく我が国の刑事司法の仕 すかという「更生」の環境作 んで来たといえます。

障害者や高齢者の社会復帰へいるのは、罪を犯した人たちの「更生」と社会復帰を中心に据えた、福祉との連携による新たな司法のあり方です。る新たな司法のあり方です。

設され、その後、全国に広が されました。2009年1月 活定着支援センター」が整備 祉への橋渡しを行う、「地域牛 の道は、 つつあります。 置することによって整備され 生保護施設」への福祉職を配 司法の場も少しずつ「指定更 援センターを開設しています。 定着支援事業」

も創設されま 福祉的支援を行う、「地域生活 に長崎でモデル事業として開 局齢者や障害者の社会復帰の **汚により、刑務所を出所した** ったのです。司法と福祉の連 した。現在、全都道府県が支 矯正施設退所後に福

な鍵を握ってくるのです。ものを支援する「福祉」とのものを支援する「福祉」とのおには、人生そのもがに構築するのかが、大きいかに構築するのかが、大きながには、人生そのも近づくためには、人生そのらの確かな「更生」に少しで

うべきです。 関する理解を深める研修を行 び刑務官等)に対する障害に 環境を整えることが行われて 刑者に対して、出所後の福祉 精神保健福祉士が刑事施設に 間をつなぐ架け橋になると思 めに、司法関係者(警察官及 す。更に、冤罪を作らないた いための良い施策だと思いま いることも、累犯者を生まな 高齢の受刑者や障害のある受 配置され、刑務所内で、特に います。現在、社会福祉士や の連携こそ、司法と福祉の狭 私は、刑事政策と社会政策

用を、適切な監督と指導を受いわゆる、福祉事業所の利

犯罪者」に対する再犯防止に

いう2次的障害のある「薬物

まま現在に至っています。彼向けた法的整備は、不十分の

のある人たちや、薬物使用と

「発達障害等」の多様な障害

ノログラムにはなじめない

他方で、矯正施設での処遇

です。この事業の制度化が、 別事処分にすることを学ぶの です。この事業の制度化が、 です。この事業の制度化が、 という実効性を持ったものに という実効性を持ったものに というま対性を持ったものに

おわりに

> 行われています。 たな施策や取り組みが次々と

間が報じました。

8月25日、「障害がある人名月25日、「障害がある人名月25日、「障害がある人名月25日、「障害がある人名月25日、「障害がある人名月25日、「障害がある人名月25日、「障害がある人

待しています。
本的な支援策となるように期害者」の更生と社会復帰の具が、犯罪を繰り返す「累犯障が、犯罪を繰り返す「累犯障」

以上

する研究』。
参考文献=山本譲司著『極窓記』新潮文庫、山本譲司著『累を犯し配障害者』新潮文庫、厚生労犯に管害者の地域生活支援に関いる研究がある。

福脊連相談会 北九州支部

北九州支部 白川 長廣

で書を送りました。 10 月5日 (土) に門司生涯 では計画の立ち上げが遅く、 ではいる、土井氏 に申し込みをしてもらい、私 に申し込みをしてもらい、私 に申し込みをしてもらい、私

とへ心逸り行く道すがら、ど 私が若かかった頃、恋人のも するか?との問い合わせ。 せんよ」という言葉が。若干 ろ、了解を得ましたが担当者 ですから担当窓口を通します 事業や市民活動に関すること す。当然のことながら、市の 通して依頼するのが決まりで の掲載依頼です。市政だより 載を決断。むかし、昔、まだ 間前にしかできないが、どう に決断をし、お願いしました。 逡巡しましたが、今回の掲載 ですが掲載は1回しかできま から「年2回やっているよう の掲載は、市の障害福祉課を またまた、迷いましたが掲 窓口担当者に相談したとこ しかし、後日、掲載が1週

> ら出れなかったことなどを話 じる道のがけ崩れで、自宅か れました。日頃の生活の事や 不順で、予定していた相談役 ら、会費を持って行くからと 所へ行った経験をふと思い出 ちらを通っても行ける道を、 災害時の事、実際に自宅に通 費を持って会員さんが来てく 欠席の連絡があり、会場に一 の部屋を整えました。天候の を抱えながら、学習センター 談はあるのだろうか?と不安 申し込みがなく、はたして相 当日は生憎の雨。会員さんか 人で待機。お昼少し前に、会 の会員さんから、体調不良で 連絡はあったものの、事前の しました。閑話休題。そして、 して、おまわりさんのいる場 一瞬迷いながらの選択を2度

「相談会をしたけど、誰も来「どうして門司港へ。」

椅子は高いですね~。」なければならなくなって。 車「うちの主人も車椅子を使わ「?」

「?」「どちらへ」、「上へ」「単身赴任しています。」

すか?」

「いま、どうされているんで

ださい。 決しません。誰か、教えてく ふたつの「?」が、未だ解

所用を済ませた土井氏が駆け

な時間でした。午後になって、 話す機会が少ないので、 貴重

していただきました。会員と

も案内依頼を行いました。

しているような、病院関係へ

また、市内の背損者が利用

ん届きやすい、市政だよりへ

そして、市民の目にいちば

会 (第8回) 議事次代 「参 **考資料2」より** に関する障害者政策委員 「第3次障害者基本計画」

とらえ、政府は、障害者基本 る活動に参加する主体として

法第3条から第5条に規定さ

(平成25年11月11日)

り、上記の理念の実現に向け れる以下の基本原則にのっと

前号の続きです。

体としてとらえ、障害者が自 ら、自らの決定に基づき社会 者を、必要な支援を受けなが 実現できるよう支援するとと らの能力を最大限発揮し自己 のあらゆる活動に参加する主 つな社会の実現に向け、障害 この基本計画では、このよ

> 等(障害者基本法第3条) (1) 地域社会における共生

合的かつ計画的に実施する。

加の支援等のための施策を総 た障害者の自立及び、社会参

する一員として社会、経済、 ① 全て障害者は、社会を構成 の事項を旨として図られなけ ることを前提としつつ、以下 者が、障害者でない者と平等 ればならないこと。 生活を保障される権利を有す られ、その尊厳にふさわしい 人として、その尊厳が重んぜ に、基本的人権を享有する個 障害者施策は、全ての障害

> ること。 動に参加する機会が確保され

要な支援を受けながら、自ら

の決定に基づき社会のあらゆ

②全て障害者は、可能な限り どこで誰と生活するかについ 共生することを妨げられない 地域社会において他の人々と ての選択の機会が確保され、

③全て障害者は、可能な限り、 利用のための手段についての 選択の機会の拡大が図られる とともに、情報の取得又は、 ての選択の機会が確保される 意思疎通のための手段につい 言語(手話を含む。)その他の

本法第4条) (2) 差別の禁止 (障害者基

利利益を侵害する行為が禁止 会への参加を制約する、 されなければならないこと。 を理由とする差別その他の権 また、障害のある者が、日

のとする

上記のとおり、

障害者を必

文化その他あらゆる分野の活

基本原則

政府が取り組むべき障害者施

社会的な障壁を除去するため

束の基本的な方向を定めるも

社会への参加を制約している もに、障害者の活動を制限し、

> その除去の実施について必要 ればならないこと。 かつ合理的な配慮がされなけ 利利益の侵害が生じないよう、 を理由とする差別その他の権 それを怠ることによって障害 伴う負担が過重でない場合は、 に存在し、かつ、その実施に を必要としている障害者が現 的障壁については、その除去 上での制約となっている社会 常生活又は、社会生活を営む

める(目・を参照。)。 差別の解消に向けた取組を進 号)が改正されており、 者の雇用の促進等に関する法 に、障害者雇用促進法(障害 別解消法が制定されるととも を具体化するため、障害者差 の「差別の禁止」の基本原則 に掲げた障害者基本法第4条 らに基づき障害を理由とする なお、前述のとおり、以上 昭和35年法律第123

不法第5条) (3)国際的協調(障害者基

所要の手続を進める。

「障害者施策は、障害者の自定とができるよう、
を締結することができるよう、
を締結することができるよう、
を締結することができるよう、
を締結することができるよう、
を締結することができるよう、
を締結することができるよう、

重及び、意思決定の支援(1)障害者の自己決定の尊

自らの決定に基づき社会に参く、必要な支援を受けながら、障害者を施策の客体ではな

書者施策の策定及び、実施に害者施策の策定及び、実施に害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重する。障害者の政策決定過程への衛議会等の委員の避任に配慮する。特別委員及び、専門委員を討る。の審議会等の委員(臨時委員、哲に、障害者が委員の選任に配慮する。特に、障害者が要員の選任に配慮する。特に、障害者が要員の選任を行う。

する。 適切な情報保障*5等を確保に対する、障害特性に応じたその際、障害者である委員

ブリックコメント)は、障害計画等に関する意見募集(パ障害者施策に関連する命令や者施策に関する情報の公開や会議資料等を始めとする障害会議資料等を始めとする障害

進する。

特性に配慮して実施する。

を行い、その意思を表明する

ことができるよう、相談の実

たもに、意思疎通のための手

ともに、意思疎通のための手

ともに、意思疎通のための手

ともで、意思疎通のための手

ともで、意思疎通のための手

ともで、意思疎通のための手

ともで、意思疎通のための手

を選択する機会の提供を促

ともで、意思疎通のための手

ともに、意思疎通のための手

ともに、意思ないる。

手段を用いて情報を提供する得が困難な者に対して、代替得が困難な者に対して、代替*5 障害等により、情報の取

支援(2)当事者本位の総合的な

障害者基本法第2条の障害者を行う。支援に当たっては、に展開し、切れ目のない支援的な連携の下、施策を総合的医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、適切な支援を受階を通じて、適切な支援を受階を通じて、適切な支援を受

意する。

文援(3)障害特性等に配慮した

で、実施する。で、実施する。で、実施する。で、実施する。の必要性を踏まえて、策定及の必要性を踏まえて、策定及の必要性を踏まえて、策定及が、実施する。

障害者とは異なる支援の必要ること、障害児には、成人の状況に置かれている場合があにより、更に複合的に困難なにより、更に複合的に困難なにより、更にないのがある障害者は、女性である障害者は

動を行うとともに、施策の充の促進に向けた広報・啓発活について、国民の更なる理解高次脳機能障害*7、盲ろう等また、発達障害*6、難病,性があることに留意する。

した支援の実施を図る。等と連携し、地域の実情に即下、地方公共団体、民間団体下、地方公共団体、民間団体

L(4)アクセシビリティの向

では、障害者を「障害と社会的障性により継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定めける状態にあるもの」と定めける状態にあるもの」と定めは、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定めれる。このような視点が示されている。このような視点を踏

まえ、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の を最大限に発揮しながら、安 を最大限に発揮しながら、安 を最大限に発揮しながら、安 を最大限に発揮しながら、安 をして生活できるようにする ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の活動を制限し、 ため、障害者の社会への参加 を実質的なものとし、障害の を実質的なものとし、 を実質的なものとし、 にする、 ため、 にする、 は会のがリアフリー化を推進 し、アクセシビリティ*8の向 し、アクセシビリティ*8の向 し、アクセシビリティ*8の向 し、アクセシビリティ*8の向

実を図る。

このため、平成25(201いて、その解消に向けた取組るものであり、社会全体におるものであり、社会全体におるものであり、社会全体にお別は、障害者の自立又は、社別は、障害を理由とする差

公共団体や障害者団体を始め者雇用促進法に基づき、地方013)年に改正された障害差別解消法及び、平成25(2差別解消法及で、平成25(23)年に制定された、障害者

に推進する。
の解消に向けた取組を積極的の下、障害を理由とする差別の下、障害を理由とする差別業主や国民一般の幅広い理解業主携を図りつつ、事業者・事

とする様々な主体の取組との

(5)総合的かつ計画的な取

でい。 で、実施されなければなら との適切な連携及び、役割分 との適切な連携及び、役割分 との適切な連携及び、役割分 との適切な連携及び、役割分 との適切な連携及び、役割分 をが、必要なときに必

齢者施策、医療関係施策、子施策を推進する観点から、高また、効果的かつ効率的に

な施策の展開を図る。 に関係する他の施策・計画等に関係する他の施策・計画等

のこと。 * 7 情報、 8 障害として位置付けられる。 よる脳への損傷に基づく後遺 障害を含む。)」とされている。 においては、「精神障害(発達 *6 平成23 (2011)年 れた状態を指し、器質性精神 機能、社会的行動などの認知 症により、記憶、注意、 に改正された障害者基本法等 施設・設備、 (高次脳機能)が障害さ 交通事故や病気などに 制度等の利用しやすさ サービス、 遂行

分野別施策の基本的方向

【基本的考え方】

生活又は、社会生活を営むこ 保されること及び、どこで誰 身近な場所において必要な日 することを目的とし、 できる地域社会の実現に寄与 が日常生活又は、社会生活を ービス等の障害者及び障害児 とができるよう、 基本的人権を享有する個人と として、障害者及び障害児が の機会が確保されることを旨 と生活するかについての選択 により、社会参加の機会が確 ための支援を受けられること 常生活又は、社会生活を営む 国民が相互に人格と個性を尊 しての尊厳にふさわしい日常 障害の有無にかかわらず、 安心して暮らすことの 障害福祉サ また、

宮むための支援を行う。

(1) 相談支援体制の構築

づき、身近な地域で相談支援 を受けることのできる体制を 障害者が自らの決定に基

知的障害又は、精神障害

た適切な支給決定の実施に向 当事者の支援の必要性に応じ 利用計画案の作成の促進等、 状況等を踏まえたサービス等 サービス利用の意向、家族の 援を提供する体制の整備を図 別に対応し、総合的な相談支 構築するため、様々な障害種 けた取組を進める。*9 障害者個々の心身の状況、 1-(1)-1

1-(1)-2 〇 障害者等の相談等を総合

を図る。1-(1)-3 等への支援体制の整備を図る 支援の中核的な役割を担う基 的に行い、地域における相談 置の促進及び、運営の活性化 いて協議を行うことで障害者 の実情に応じた体制整備につ の連携の緊密化とともに地域 促進するとともに、関係機関 幹相談支援センターの設置を ことを目的とする協議会の設

> 進するため、必要な経費につ 断能力が不十分な者による成 用を図るための研修を行う。 ができる人材の育成及び、活 見等の業務を適正に行うこと 年後見制度の適正な利用を促 いて助成を行うとともに、後 (発達障害を含む。)により判

等において、地域の医療、 〇 発達障害者支援センター (1)-4

児・者やその家族に対する相 を中心とした地域生活支援体 談支援やペアレントメンター 係者と連携して、発達障害 健、福祉、教育、雇用等の関 制の充実を図る。 に、発達障害者支援センター の養成等を行うととも

1-(1)-5

は、「4.雇用・就業、経済的 *9 ここでいうサービスに 自立の支援」、「5.生活環境 に記載されている訓練等給付

等も含まれる。

* 10 などに対して相談や助言を行 験を生かし、子どもが発達障 験のある親であって、その経 う人のこと。 害の診断を受けて間もない親 発達障害者の子育て経

充実を図る。 機能障害に関する情報発信の 整等を行うとともに、高次脳 支援や関係機関との連携・調 ターを配置し、専門的な相談 拠点に相談支援コーディネー 含む。)について、地域の支援 の関連症状を併発した場合を 〇 高次脳機能障害(失語症等

1-(1)-6

nkai/k_8/pdf/ref2.pdf hougai/suishin/seisaku_ii http://www8.cao.go.jp/s 障害者政策委員会HPより) 出典(内閣府 共生社会政策 つづく)

福岡支部
坂本)

定例会 おりなす八女 ーちくご
秋の交流会参加 11月9日 自立生活センタ 春日クローバープラザ 11月3日 臨時県役員会 10月5日 福背連活動日程及び経過報告 11月24日 第5回筑後支部 門司生涯学習センター 北九州支部相談

ふくふくプラザ 11月30日 福岡支部相談会

一賛助会員

※減額対象者あり

(B) 7200円 A] 10000円

[0] 3000円 □座 郵便振替□座

定例会 おりなす八女

1月26日 第6回筑後支部

一座名

01760

3

28925

口座番号

口座番号 ゆうちょ銀行 ※他の金融機関からの振込用 福岡県背髄損傷者連合会 七九支店

当座0028925

座まで納入して、いただきま で行っております。 のとおり、当会の運営は会費 お願いです。皆様も、ご承知 会費が未納の方は、左記口 会員・賛助会員の皆様へ、

すよう、お願い致します。

■会費 7200円

《今月の時事》

速いものだ。もう師走~正月だ。年々、月日の経つのを早く感じる。この1年、安倍政 権の政策の「暴走」が止まらない。原発再稼働・復興・消費税増税・法人税の減税・復興 税の廃止・社会保障改革・解雇特区・TTP参加・憲法改正(9条の改正・96条の改正)・ 集団的自衛権・自衛隊~軍隊・特定秘密保護法等々、政権の強権力化への道筋に危機感が 増幅する一年である。一方、「一票の格差」問題で、11月20日、最高裁は昨年衆議院選 挙も違憲状態としたが、無効請求は棄却した。福岡高裁より後退した判決なのだ。判決の 骨子は、「昨年、定数を [0増5減] する法案を成立させていたこと、これを国会が合理的 期間内に是正しなかったとは言えず、「違憲とまでは言えない。」という。これでは、司法 の責任を果たしたとは言えない。「国会の不作為で違憲状態のまま選挙が行われた以上、そ の選挙は無効であるというのが、国民の感覚では」。ましては、違憲状態で選出された、現 衆議院に国民の代表として、各法案審議の資格があるといえるのか?・・否。だが、最高 裁は国会を容認した。もうひとつは、「諫早湾開拓の潮受け堤防の排水門を開門するか否か をめぐり、長崎地裁が開門差し止め決定したことにより、福岡高裁が国に開門を命じた確 定判決(12月20日期限)と相反する、二つの判断がでたことになった。エッ!! 長崎地 裁の意向はこうだ「住民同士が主張を尽くすことが本来の解決方法」と指摘する。が、開 門派は「裁判所の権限を越えた不当介入だ」と反発。開門差し止めを求める農業者との住 民同士の訴訟となる。裁判とは何か、司法判断の限界。その深淵に何があるのか?これら は、行政・福祉政策のサービスにおいても、当事者同士・市民同士「争わせる」よう制度 運用されていることも否めない。行政は「高みの見物」である。かつて、重化学工業地帯 開発で、開発と開発反対かで「地域が二分」され、家族も二分され「骨肉の争い」となっ たことがよみがえる。 開発と高度成長・物質文明・大量消費・利便性を求め続けた。 そこに、現在があると思う。その経緯に、何を無くし、何を得たのか?・・・(しん)

会員・賛助会員の皆様にお知らせです。『 わだち 』の原稿を募集しています。 意見・提言・新年・雑感など何でも可能。原稿を書いてくださる方は、事務所に メール添付・郵送・FAX等で送ってください。どうぞよろしくお願いします。

- ■編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階 TEL&FAX:092-592-4528
- E-Mail:fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp ■発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に
- ■発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に 含まれる) 〒812-0054 福岡市東区馬出2-2-18

・この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。

をお迎えください。 (坂本) なりました。寒いので、風邪 2013年も、残り僅かと

編集後記